

第二編 古 代
— 記録資料 —

一 国造本紀 先代旧事本紀卷十

道奥菊多国造

輕嶋豐明御代、以_二建許呂命兒屋主乃禰_一定_二賜国造_一、

道口岐閉国造

輕嶋豐明御世、建許呂命兒字佐比乃禰定_二賜国造_一、

阿尺国造

志賀高穴穗朝御世、阿岐閉国造同祖、天湯津彥命十世孫

比止禰命定_二賜国造_一、

思国造

志賀高穴穗朝御世、阿岐閉国造同祖、十世孫志久麻彦

定_二賜国造_一、

伊久国造

志賀高穴穗朝御世、阿岐国造同祖、十世孫豊島命定_二賜国造_一、

国造_一、

染羽国造

志賀高穴穗朝御世、阿岐国造同祖、十世孫足彥命定_二賜国造_一、

国造_一、

浮田国造

志賀高穴穗朝、瑞籬朝五世孫賀我別王定_二賜国造_一、

信夫国造

志賀高穴穗朝御世、阿岐国造同祖、久志伊麻命孫久麻直

定_二賜国造_一、

白河国造

志賀高穴穗朝御世、天降天田都彥命十一世塩伊乃已直

定_二賜国造_一、

石背国造

志賀高穴穗朝御世、以_二建許呂命_一定_二賜国造_一、

造_一、

石城国造

志賀高穴穗朝御世、以_二建許呂命_一定_二賜国造_一、

解説

「先代旧事本紀」は、旧事本紀また旧事紀ともよばれる。古代の伝承に基づいて平安初期に編さんされたと推定されている。これに収められる国造本紀もしたがって確実性の保証はないが、他にはみられない所伝として貴重である。浜

通りでは、道口岐閉国（北茨城市）・道奥菊多国（いわき市南部）

・石城国（いわき市北部、双葉郡南部）・染羽国（標葉、現在の双

葉郡北部）浮田国（字多。現在の相馬市・新地村・鹿島町・原町市・

小高町）・思国（日利国の誤写か。宮城県亘理郡）、また中通りで

は白河国（西白河・東白川・石川）・石背国（岩瀬）・阿尺（安

積・安達・田村）・信夫国（福島市・伊達郡）・伊久国（宮城県伊

具郡）の諸国が設置され、国造が定められたことが記されて

いる。そのうち菊多と岐閉が応神天皇の時代であるのは、みな成務天皇の時代とされている。中国の宋書にみえる倭の五王のひとりである讚を仁徳天皇とすれば、成務天皇の世は四世紀なかごろとみられ、それによる限りでは白河国の設置はそのころとなる。

二 続日本紀 卷八 養老二年五月二日条

割^チ陸奥国^ノ之石城、標葉、行方、宇太、日理^(原)、常陸^ノ国之菊多六郡、置^ス石城国、割^リ白河、石背、会津、安積、信夫五郡、置^ス石背国、割^リ常陸^ノ国多珂郡之郷二百一十烟、名曰^ク菊多郡、属^ス石城国焉、

解説 大化改新によって道奥^{ミチノオク}国が設置され、それは七世紀末ころから陸奥国の文字に改められた。(出羽国は七二年設置)。はじめ道奥国||陸奥国に属していた白河郡は、養老二年(七一八)五月石背国の成立にしたがってこれに属し、矢吹町の地域も同国に属したことになる。しかし、石城・石背二国はまもなく廃止され、白河郡は再び陸奥国に属した。石城・石背二国の廃止の時期は、養老四年(七二〇)十二月以後神亀五年(七二八)、おそらくは神亀元年三月までの間とみられる。

三 類聚国史 卷八十三免租税 養老四年十一月二十六日条

十一月甲戌^{廿六}、勅、陸奥、石背、石城三国調庸并租、減^ク之、唯遠江、常陸、美濃、武蔵、越前、出羽六国者、免^ス征卒及廝馬從等調庸并房戸租、

解説 養老四年(七二〇)石背・陸奥・石城三国の調庸・租の軽減のことが定められた。

四 続日本紀 卷八 養老五年六月十日条

詔曰、(中略)又陸奥筑紫辺塞之民、数遇^ニ煙塵^ニ、一^ニ次^ニ勞^ス戎^ノ役、加以父子死亡、室家離散、言念^ニ於此^ニ、深^ク以^テ矜^ミ懷^シ、宜^シレ免^ス当年調庸、諸国軍衆、親帥^ニ戰兵^ニ、殺^シ獲^シ逆賊^一、乘^リ勝^リ追^ヒ北^ル者、賜^シ復^シ二年、冒^シ犯^シ矢石^一、身死去者、父子並復^シ一年、如無^シ子者、昭穆相当郷里者、議亦聽^シ復^シ之、

解説 陸奥国の人々の戦に徴役される労苦に対して、国家はこの年の調庸免除をもって慰勞した。この年現在、白河郡(矢吹地方)は石背国に属しているが、陸奥国に準じて考えてよいかと思われる。前号の調庸租の軽減も同様の趣旨によるものであろう。

五 続日本紀 卷九 養老六年閏四月二十五日条

閏四月乙丑、太政官奏曰、廻者、辺郡人民、暴被寇賊、遂適東西、流離分散、若不_レ加_二矜恤、恐貽_二後患、是以聖王立制、亦務_レ夷_レ辺者、蓋_レ以_レ安_二中国_一也、望請、陸奥按察使管内、百姓庸調_ハ免_レ、勸_二課農桑_一、教習射騎、更稅助辺之資、使_レ擬_二賜_レ夷之祿_一、其稅者、每卒一人、輪_レ布長一丈三尺、濶一尺八寸、三丁成_レ端、其國授刀兵衛々士及位子帳内資人、并防閑仕丁、采女仕女、如_レ此之類、皆悉放還、各從_二本色_一、若有_レ得_レ考者、以_二六年_一為_レ叙、一叙以後、自依_二外考_一、即他境之人、經_レ年居住、准_レ例徵_レ稅、以_二見來占_一、附_二後一年_一、而後依_レ例、又食之為_レ本、是民所_レ天、隨時設_レ策、治國要政、望請、勸_二農積_レ穀、以備_二水旱_一、仍委_二三所司_一、差_レ發人夫、開_二墾膏腴之地良田_一一百方町、其限_二役十日_一、便給_二糧食_一、所_レ須調度、官物借_レ之、秋收而後、即令_二造備_一、若有_レ因郡司詐作_二逗留_一、不_レ肯開_二墾_一、並即解却、雖_レ經_二恩赦_一、不_レ在_二免限_一、如部内百姓、荒野閑地、能加_二功力_一、收_二獲雜穀_一三千石已上、賜_二勲六等_一、一千石以上終_二身勿_レ事_一、見帶_二八位已上_一、加_二勲一転_一、即酬賞之後、

稽遲_二不_レ營_一、追奪_二三位記_一、各還_二本色_一、又公私出_レ舉、取_レ利十分之三、又言、用_レ兵之要、衣食為_レ本、鎮無_二儲糧_一、何堪_二固守_一、募_レ民出_レ穀、運_二輸鎮所_一、可_レ下_二程_一、道遠_二近_一、為_レ差_二委輸_一以_二遠二千斛_一、次三千斛、近四千斛、授_二外從五位下_一、奏_レ司之、其六位已下、至_二八位已上_一、隨_二程遠近_一、運_二穀多少_一、亦各有_レ差、語具_二格中_一、

〔解説〕養老六年(七二二)いわゆる蝦夷の侵攻をうけて生活不安の状態にある陸奥国の百姓に対する優遇措置を定めたもの。庸調を免除し、農桑を勸課し、射騎を教習させること。また衛士・帳内資人・仕丁・采女・仕女などを免除し、また位官の叙任は外考の十年を短縮して内考の六年をもつてすることなどがそれである。さらに良田百万町の開墾計画が提起されている。これも陸奥国に関連するものとみられる。当時の日本の総人口は六〇〇万人とされている。六歳以上の男子の口分田二段歩をかりにこの全人口にあてたとしても当時の口分田総面積は一二〇万町歩にすぎないから、実現しなかつたとはいえ、この開墾計画の壮大さは明白である。

六 続日本紀 卷十 神龜五年四月十一日条

丁丑、陸奥国請_二新置_一白河軍団、又改_二丹取軍団_一、為_二中玉作軍団_一、並許_レ之、

〔解説〕 神龜五年（七二八）白河軍団が設置された。

七 続日本紀 卷二十九 神護景雲三年三月十三日条

辛巳、陸奥国白河郡人外正七位上丈部子老、賀美郡人丈部

国益、標葉郡人正六位上丈部賀例努等十人、賜姓阿倍陸

奥臣、安積郡人外從七位下丈部直繼足阿倍安積臣、信夫郡

人外正六位上丈部大庭等阿倍信夫臣、柴田郡人外正六位上

丈部嶋足安倍柴田臣、会津郡人外正八位下丈部庭虫等二人

阿倍会津臣、磐城郡人外正六位上丈部山際於保磐城臣、牡

鹿郡人外正八位下春日部奥麻呂等三人武射臣、曰理郡人外

從七位上宗何部池守等三人湯生曰理連、白河郡人外正七位

下韋大伴部、繼人、黒川郡人外從六位下韋大伴部弟虫等八

人、韋大伴連、行方郡人外正六位下大伴部三田等四人大伴

行方連、刈田郡人外正六位上大伴部人足大伴刈田臣、柴田

郡人外從八位下大伴部福麻呂大伴柴田臣、磐瀬郡人外正六

位上吉弥侯部人上磐瀬朝臣、宇多郡人外正六位下吉弥侯部

文知上毛野陸奥公、名取郡人外正七位下吉弥侯部老人、賀

美郡人外正七位下吉弥侯部大成等九人上毛野名取朝臣、信

夫郡人外從八位下吉弥侯部足山守等七人上毛野歟山公、新
田郡人外大初位上吉弥侯部豊庭上毛野中村公、信夫郡人外
少初位上吉弥侯部広国下毛野静戸公、玉造郡人外正七位上
吉弥侯部念丸等七人下毛野俯見公、並是大国造道嶋宿禰嶋
足之所請也、

〔解説〕 神護景雲三年（七六九）白河郡の丈部子老・韋大伴部

繼人が姓を賜わった。この姓の称からみれば、白河地方に阿
倍氏・大伴氏の勢力が浸透していたことがしられる。

八 続日本紀 卷三十六 宝龜十一年十二月二十七日条

丁巳、陸奥鎮守副將軍從五位上百濟王俊哲等言、己等為

賊被囚、兵疲矢尽、而祈桃生白河等郡神十一社、乃

得瀆、問、自非神力、何存軍士、請預幣社、許之、

〔解説〕 宝龜十一年（七八〇）伊治公岩麻呂に対する征討軍は、

桃生・白河郡などの神威によって包囲を脱することができた。

このために、これらの十一社は幣社（官社）に指定されるこ
ととなった。なお、この記述は、「日本紀略」にもみえる。

九 日本後紀 卷五 延暦十六年正月十三日条

庚子、陸奥国白川郡人外八位下大伴部足猪等賜大伴白

河連、^{ワカ}日理郡人五百木部黒人大伴日理連、黒河郡人外少初位上大伴部真守、行方郡人外少初位上大伴部兄人等大伴行方連、安積郡人外少初位上丸子部古佐美、大田部山前、富田郡人丸子部佐美、小田郡人丸子部稻麻呂等大伴安積連、遠田郡人外大初位上丸子部八千代大伴山田連、磐瀬郡人 大伴宮城連

〔解説〕 延暦十六年（七九七）白河郡の大伴部足猪が大伴白河連の姓を賜わった。

一〇 新抄格勅符第十卷抄

神事諸家封戸 大同元年牒

神封部

合四千八百七十六戸

（中略）

鹿嶋神 二戸 陸奥国延暦元年五月廿四日符 伊波刀和氣神 二戸

同国宝亀四年九月符 白河神 二戸 同国同年十月廿日符 刈田神

二戸 伊具波夜別神 二戸 同国同日符 月山神 二戸 出羽国同

年同月符

〔解説〕 大同元年（八〇六）現在で全国の神社に対する封戸

（その戸の租庸調が封主の収入とされるもの）は四、八七六をかぞえた。白河郡の伊波刀和氣神・白河神の封戸は宝亀四年（七七三）の太政官符によって施入されたことが示されている。伊波刀和氣神は白河関の関門の守護神である関山二所明神。白河神は白河郷・白河軍団の守護神で現在の白河市鹿島神社とされている。

〔新抄格勅符抄〕は第十巻のみが現存する。宝亀十一年（七八〇）から長保三年（一〇〇一）に至る太政官符を分類集録している。

一一 日本後紀 卷二十一 弘仁二年四月二十二日条

陸奥国海道十駅、更於下通常陸道、置長有、高野二駅、為告機急也

〔解説〕 弘仁二年（八一二）、陸奥国海道（浜通り）の一〇駅が廃止され、かわって常陸に通ずる久慈川ぞいの道に長有・高野の二駅が設置された。

長有は現在の茨城県大子町であり、また高野は埴町の地とみられる。

一二 類聚三代格 卷十八 軍毅兵士鎮兵事

太政官符

一分番令守城塞事

兵士六千人 並勲九等已下白丁已上

旧数二千人 名取団一千人
玉造団一千人

今請^レ加四千人 白河団一千人 安積^{アサカ}団一千人
行方^{アキ}団一千人 小田^{オダ}団一千人

右此国鎮兵之外、更点^レ兵士、多則一万、少則二千、応^レ機隨^レ變、無^レ有^レ定例、伏請^レ、更加^レ四千人、通^レ前六千人、分結^レ六番、以^レ旬相代、因^レ循前例、可^レ食^レ私糧、唯勲位者免^レ夫妻口分租、示^レ別^レ白丁、

(中略)

以前奉^レ勅、陸奥国司奏状如^レ前、具任^レ所請、逾勲^レ兵権、不可^レ簡略、

弘仁六年八月廿三日

解説 弘仁六年(八一五)、白河軍団に一〇〇〇人の兵士が配備され、六番一〇日交代で勤務することとなった。兵士は一般農民の役であり食糧は自弁である(勲位のある者は夫妻分の租を免除)。同年現在で福島県地方には白河・安積・行方(現相馬郡)の三軍団が存在したことが判明するが、資料一七によれば永和十五年(八四八)現在での警城軍団の存在が知られる。

一三 類聚三代格 卷十八関并烽候事

太政官符

応^レ下准^レ長門国関^中過^レ白河菊多^上兩^上戔^上事

右得^レ陸奥国解^レ称、檢^レ旧記、置^レ刻以來、于^レ今四百余歳矣、至^レ有^レ越度、重^レ以決討、謹檢^レ格律、無^レ見^レ件刻、然則雖^レ有^レ所^レ犯不可^レ輒勘、而此国俘囚多^レ数、出入任^レ意、若不^レ勘過、何用為^レ固、加以進^レ官雜物蝕^レ色有^レ数、商旅之輩竊買將去、望請^レ、勘過之事、一同^レ長門、謹請^レ官裁^レ者、權中納言從三位兼行左兵衛督藤原朝臣良房宣、奉^レ勅、依^レ請、

承和二年十二月三日

解説 白河・菊多(勿米)の兩関の通行規制を長門関(下関市)と同じくすることを定めた承和二年(八三五)の太政官符。白河関などの設置が五世紀初めであることを示している。「類聚三代格」は弘仁・貞観・延喜の三代の格を分類編集したものの。

一四 続日本後紀 卷五 承和三年正月二十五日条

乙丑、詔奉^レ宛^レ陸奥国白河郡從五位下勲十等八溝黄金神封戸二烟、以下^レ応^レ国司之禱、令^レ採^レ得^レ砂金、其数倍^レ常能助^中遣唐之資^上也、

解説 承和三年(八三六)白河郡の八溝黄金神に封戸二があ

てられた。その地で砂金が採取され、遣唐使派遣の資を助けたためである。なお、この記述は「日本紀略」にもみえてゐる。

一五 続日本後紀 卷十 承和八年正月二十二日条

癸巳、奉^{廿二}授^二坐^三陸奥国白河郡一勲十等都々古和氣神從五位下、余如^レ故、

〔解説〕 これと同じ記事が、「続日本後紀」の同年三月二十二日癸巳の条にも重複してみえる。

一六 続日本後紀 卷十三 承和十年十一月十六日条

陸奥国白河郡百姓外從八位上勲九等狛造智成戸一烟、改^レ姓為^三陸奥白河連、同国安積郡百姓外少初位下狛造子押麻呂戸一烟、改^レ姓為^三陸奥安達連、

〔解説〕 承和十年（八四三）、白河郡の百姓狛造智成が陸奥白河連の姓を許された。

一七 続日本後紀 卷十八 承和十五年五月十三日条

辛未、奉^レ授^三陸奥国從五位下勲九等刈田嶺名神正五位下、

余如^レ故、「陸奥国白河郡大領外正七位上奈須直赤竜、磐瀬郡權大領外從七位上勲九等文部宗成、磐城団擬少毅陸奥丈部臣繼嶋、權主政外從七位下文部本成、信夫郡擬主帳大田部月麻呂、標葉郡擬少領陸奥標葉臣高生、伊具郡麻統郡戸主磐城団擬主帳陸奥臣善福、色麻郡少領外正七位上勲八等同姓千繼等八烟賜^三姓阿倍陸奥臣、」

〔解説〕 白河郡大領奈須直赤竜らが阿倍陸奥臣の姓を賜わった。大領は郡司の長官（一等官）である。奈須の称から下野那須との関係がうかがわれる。

一八 延喜式

〔卷十 神祇十 神名下〕

陸奥国一百座 大十五座 小八十五座

白河郡七座 大一座 小六座

都都古和氣神社 名神大

伊波止和氣神社

白河神社

八溝嶺神社

飯豊比売神社

永倉神社

石都都古和氣神社

(中略)

磐瀬郡一座小

粹衝神社

〔卷二十二 民部上〕

東山道

陸奥国大管

白河、磐瀬、会津、耶麻、安積、安達、信

夫、刈田、柴田、名取、菊多、磐城、標葉

行方、宇多、伊具、日理、宮城、黒川、賀

美、色麻、玉造、志太、栗原、磐井、江刺

胆沢、長岡、新田、小田、遠田、登米、桃

生、気仙、牡鹿、

〔卷二十六 主税上〕

凡陸奥国七团軍毅、主帳卅五人粮米、准_二太宰府統領、以_一

正税_一給之、

〔卷二十八 兵部隼人〕

陸奥国駅馬

雄野、松田、磐瀬、葦屋、安達、湯日、岑

越、伊達、篤借、柴田、小野各十疋、名取

玉前、栖霞、黒川、色麻、玉造、栗原、磐

井、白鳥、胆沢、磐基各五疋、長有、高野

各一疋、

伝馬 白河、安積、信夫、刈田、柴田、宮城郡

各五疋、

〔解説〕 延長五年(九二七)に完成した「延喜式」から白河―

矢吹地方に関係深い箇所を抄出した。駅馬を置かれた雄野は

現在の表郷村、松田は東村、磐瀬は須賀川市の地とみられて

いる。これら各二疋の駅馬のほかは白河郡には伝馬五疋がお

かれています。

一九 倭名類聚抄

〔元和古活字本〕

陸奥国第九十四

白河郡

大村 丹波 松田 入野 鹿田 石川 長田 白川

小野 駅家 松戸 小田 藤田 屋代 常世 高野

依上

〔高山寺本〕

陸奥国第九十四

白河郡

大村 丹波 松田 入野 鹿田 石川 長田 白川

小野 松田 小田 藤田 屋代 常世 高野 依上

解説 「倭名類聚抄」(和名抄)は承平年間(九三二～三三七)の成立。その郡郷の記載によれば、当時、白河郡には大村以下一六郷があった。のち、松田・入野・常世・高野・依上は高野郡(明治以後東白川郡)となり、石川・長田・藤田・鹿田は石川郡となった。なお、依上は永祿(一五五八～七〇)ころに佐竹領となって常陸国に属している。

二〇 義経記 卷第一 日本古典文学大系

源の頼義勅宣をうけ給はつて、十一万騎の軍兵を率して、安倍を追討の為に陸奥へ下し給ふ。駿河国の住人高橋大藏太夫に先陣をさせて、下野国いもうとうとところに著く。貞任さだとうこれを聞て、厨川の城を去つてあづかし(阿津賀志)の中山を後にあてて、あたりの郡に木戸を立て、行方の原に馳せ向ひて、源氏を待つ。大藏の大夫大将として五百余騎白川関うち越えて行方の原に馳せつき、貞任を攻む。其日のいくさのうち負けて、浅香あさかの沼へひきしりぞく。伊達郡あづかし(伊達)の中山にたて籠り、源氏は信夫の里摺上河の端、はやし(谷)ろといふところに陣取つて、七年よるひる戦ひくらすに、源氏の十一万騎みな討たれて、

解説 「義経記」は南北朝から室町初期のころに成立した戦記文学で、史料価値は高くない。前九年の役のうち天喜五年(一〇五七)ころ、源頼義が矢吹町の行方原などで安倍貞任と合戦したという記述であるが、「陸奥話記」(前九年役後遠くない時期の成立)にはこのことは全くみえていない。

第二編 古代解説

第二編古代の主体は、「統日本紀」をはじめとする編纂物である。いうまでもなく、それらの文献の多くは、国家によって編纂された全国的な資料であり、本資料編はそれらのなかから矢吹地方に関連する部分を抄録したものである。本資料編の抄出部分の前後をも広く知るには、それぞれの書物に直接つかれることが望ましい。これらのうち、一九倭名類聚抄と二〇義経記のほかはすべて『国史大系』本(吉川弘文館)によつた。

本資料編は、その採録にあたって、矢吹地方に深い関係を有するものに限定する原則によつている。より広く福島県地方に関する古代資料は『福島県史』第七巻第一編記録(古代)に、また東北地方全般に関する古代資料は東北大学東北文化研究会編『蝦夷史料』および『奥州藤原資料』(共に吉川弘文館刊)にそれぞれ収録されているので、それらにつかれることが便利である。

